

印西環第1933号



印西市環境審議会

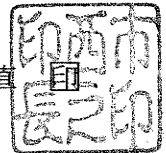
会長 藤田 尚美 様

印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の  
全部改正について（諮問）

このことについて、印西市環境審議会条例（平成元年条例第14号）第2条の規定により諮問  
します。

平成28年3月18日

印西市長 板倉 正直



記

土砂等を使用して、埋立てや盛土等を行う場合は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により、県が面積3,000㎡以上、市が面積500～3,000㎡未満の土砂等の埋立て等に起因する土壌汚染及び土砂崩れ等の災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行ってきたところです。

しかしながら、近年では、元々は産業廃棄物たる汚泥等が「改良土」と称する製品（資材）として販売され、これらの埋立てに当たっては、いずれの条例も適用を受けず、基準や許可、届出等の必要がないため、それを使用した埋立てケースが多く見受けられます。

この埋立てに使用されている改良土は、原料となる汚泥等の出所、添加物、性状等が各社様々であり、一般的には産業廃棄物処理施設において、土壌環境基準や各種法令等の基準をクリアするため、固化剤としてセメントや生石灰等を加える等し、成分調整を行った製品ですが、今年度、印西市内で行われた改良土による埋立て箇所4か所のうち、1か所から土壌環境基準を超えるふっ素が検出され、さらにいずれの改良土もpHが強アルカリ性であったため、地下水（井戸水）を飲用水とする多くの市民等から健康被害を懸念する声、雑草も生えないような強アルカリ性の性状等に対して、農作物や動植物への影響を懸念する声が県、市に届いている状況です。

つきましては、市内における複雑かつ悪質化する無秩序な埋立て事業等を抑止し、さらに地下水を飲用水とする多くの市民の健康被害の防止と農作物や動植物の生育、生息する安心・安全な土壌の確保、豊かな自然環境や生態系を保全していくため、市条例の全部改正を行うことについて、印西市環境審議会条例（平成元年5月12日条例第14号）第2条の規定により、諮問いたします。